

Fulke Greville and His Literary Critiques of Court Corruption
in the Jacobean Government

(フルク・グレヴィルとジェイムズ朝期における宮廷腐敗への批判)

(要旨)

広島大学大学院文学研究科

博士課程後期人文学専攻

学籍番号：D146433

氏名：西野 友一朗

本博士論文では、英国ルネサンス期の政治家であり詩人であるフルク・グレヴィル (Fulke Greville, 1554-1628) の作品に内包される政治批判の中でも、特にジェイムズ 1 世 (King James VI and I, 1566-1625) に対する批判を、作品の精読を通して実証的に浮き彫りにする。パトロン制度下における初期ステュアート朝の宮廷では、国王を含むパトロンに贖賈される者と贖賈されないために嫉妬を感じる者がおり、それによって党派的な構造が存在した。加えて、ジェイムズはスコットランド出身者や特定の臣下を贖賈しており、国王の援助を受けられない宮廷人の中でも、特にイングランド出身の宮廷人はパトロン制度によってもたらされる不平等な社会構造に反感を抱いた。そのような状況において立身出世を果たすためには、倫理的な行動ができる人物が評価されるべきとする風潮が生まれた。そして、権力者から贖賈される人間を批判するために「腐敗」(Corruption) という言葉が相手の欠落した倫理観を攻撃するために使われるようになり、その批判の対象には庇護者である国王ジェイムズも含まれていた。当時の「腐敗」の定義は幅広く、私利私欲を満たそうとする個人的な行為から、イギリス海軍や財務府などの政府機関における政治的汚職にまで及んでいた。これまでの初期近代イギリス史におけるパトロン制度についての研究では、Linda Peck を筆頭に、初期ステュアート朝におけるパトロン制度によって発生する「宮廷腐敗」(Court Corruption) が論じられてきた。Curtis Perry の文学研究により、パトロン制度下の宮廷において絶大な影響力を有していた権力者による依怙贖賈 (Favouritism) への反発が、初期ステュアート朝期の宮廷文学の主題となったことが指摘されている。従来のグレヴィル研究で

は、ジェイムズの政治に対するグレヴィルの批判が、主に散文作品である『サー・フィリップ・シドニーへの献呈』(*A Dedication to Sir Philip Sidney*, 1652) に内包されていることが指摘されてきた。しかし本博士論文では、グレヴィルの散文作品を一次資料として扱いながら、韻文作品である詩集『シーリカ』(*Cælica*, 1633) や劇作品『ムスタファ』(*Mustapha*, 1633) に内包されるジェイムズへの批判を、詩人の伝記的な要素と照合しながら実証主義的に浮き彫りにする。

第1章では、『ムスタファ』がジェイムズ朝の宮廷を表象する作品として再解釈できる可能性を提示し、作品に内包されるジェイムズへの批判を見出す。その際に、グレヴィルが一度エリザベス朝期に書き終えた『ムスタファ』、いわゆる初期『ムスタファ』と比較することで、どのように『ムスタファ』がジェイムズ朝の作品へと変容したのかを指摘する。修正後の『ムスタファ』では、ソリマンの持つ父親と王の二面性が強調されたが、ジェイムズも同様な二面性を備えており、グレヴィルは修正によって、父親と王の二面性がもたらす精神的な苦痛と権力に固執する国王の姿を描き、ジェイムズが持つ二面性の欠点を提示する。さらに、次期国王として周囲から期待されていた息子のムスタファがソリマンによって処刑されたことで、民衆はソリマンによる陰謀論を噂し、暴動を起こすが、その描写は『ムスタファ』が加筆修正されていた時に起きたヘンリー皇太子(Henry Frederick, 1594-1612)の夭折だけではなく、国民から人気を得ていた息子に嫉妬したジェイムズによる毒殺の噂と重なる。毒による暗殺は個人の私利私欲を満たすために行われる「腐敗的行為」に他ならず、権力に固執し息子を殺害するソリマンがジェイムズと重なるこ

とで、ジェームズが暗示的に批判されている。

第2章では宗教の観点から、グレヴィルがジェームズによるウィリアム・ロード(William Laud, 1573-1645)への依怙臆戻に対して批判的であったこと、それによって英国アルミニウス主義が英国国教会に浸透していくことに対する批判が、『宗教論』(*A Treatise of Religion*, 1670)だけではなく『シーリカ』の宗教詩にも内包されていることを論じる。ジェームズはアルミニウス主義がオランダで発生した折に、イギリスを脅かしねない教義として認識していたにもかかわらず、ジェームズ朝の後期になるとチャールズ皇太子とスペイン王フェリペ3世の娘マリアとの婚姻交渉などによる政治的理由から、アルミニウス主義に対して寛容な姿勢を示し、それによって英国国教会のアルミニウス主義化が加速する。グレヴィルは、オランダ人法学者のアイザック・ドリスラウス(Isaac Dorislaus, 1595-1649)にケンブリッジ大学の古代史の講義でタキトゥスについて講演させることで、君主は神ではなく人間であることを主張し、ロード主義によって加速する王権神授説を基にした絶対王政に歯止めを掛けようと試みた。それだけではなく、グレヴィルは自身の宗教観をジェームズ朝期に執筆した『宗教論』で展開するが、この『宗教論』は一度1633年に出版目前でロード主義を批判する表現があったため削除される。第2章では、『宗教論』がロード体制下の検閲によって削除される根拠となった箇所を精査しながら、同時期に執筆された『シーリカ』の宗教詩との関連を新たに指摘する。そうすることにより、等閑視されてきたグレヴィルの英国アルミニウス主義への批判を新たに提示する。

第3章では、イギリス法の中でも制定法に焦点を当て、イギリスの

法体系を軽視するジェームズに対するグレヴィルの批判を論じる。王権神授説を主張するジェームズは国王主権を振りかざし、それまで議会の承認を得て決められていた課税を独断で決定するが、これは議会だけではなくイギリス法そのものを軽視していると批判された。国民の存在を無視した課税はイングランドの貿易にまで影響を与え、「ベイツ裁判」(Bates' Case)に見られるように、貿易商からも反発された。国民を重んじることを主張していたグレヴィルは、ジェームズの財政政策に対する批判を『サー・フィリップ・シドニーへの献呈』だけではなく、『君主論』(*A Treatise of Monarchy*, 1670)で展開する。作中でグレヴィルは、亡きエリザベスを理想の君主として描くことで、ジェームズが君主として劣っていることを暗示的且つ対照的に批判する。ジェームズ朝期にエリザベスの政治を賛美することは、当時の読者にエリザベス朝への郷愁を抱かせるとともに、グレヴィルも一人のエリザベス朝の人間として過ぎ去った黄金時代に郷愁を抱いていたことを説明する。そしてその郷愁は『シーリカ』のソネット 81 番の題材にもなり、詩人はエリザベス朝からジェームズ朝に時代が変わってもなお、エリザベスに忠誠心を抱き続けていた。

第 4 章では、グレヴィルの財務大臣としての経験が詩の創作に影響を与えたことを、『シーリカ』のウォリック版マニユスクリプト (Add MS 54570)に残されたグレヴィル直筆の下書きを手掛かりに分析する。政治の汚職を排除するために行政改革に着手したグレヴィルは、自身の宮廷における交友関係を悪化させることも厭わず、トマス・ハワードのような腐敗した倫理観を持つ宮廷人たちの横領を摘発した。それだけではなく、無駄な経費を削減して財政改革を推し進

めたが、改革を意識するあまり、予算を削減された造船業から批判されることになる。汚職を無くそうとするグレヴィルの頑張りもむなしく、ジェイムズは国有地を租税地にするなどして国民から搾取し、その批判は皮肉にも財務大臣である自分に向けられた。行政改革によってより良い政治を目指す理想とその改革に反対する保守派からの批判を受けたことで感じた複雑な気持ちが、『シーリカ』のソネット 94 番の第 1 連に内包されていることを新たに提示する。

結章では、すべての章で論じてきたことを総括し、グレヴィルのジェイムズ朝における宮廷腐敗への批判が自身の墓に「国王ジェイムズの相談役」(‘CONCELLER TO KING JAMES’) 並びに「罪の戦利品」(‘TROPHAVM PECCATI [=a trophy of sin]’) と刻むことにつながった可能性を提示する。ジェイムズは新政権発足の折に、フランシス・ベーコンやロバート・セシルらを助言者として自分の周りに置き、グレヴィルも 1614 年に財務大臣としてジェイムズの国庫を管理する役職に就いた。しかしながら、最終的にグレヴィルは自らの墓碑銘にエリザベスの「しもべ」(‘SERVANT’) と刻むことでエリザベス女王に対する永遠の忠誠心を表明し、ジェイムズに対しては「相談役」という語を選ぶことで、それぞれの君主に対する姿勢を明確に区別する。さらに、「戦利品」という単語には人間の野心の高さと聖書におけるバベルの塔の説話が関連しており、立身出世が優先されることで倫理的行動が軽視される宮廷の社会構造に対するグレヴィルの現世蔑視とも言える批判が反映されている。最後に、「相談役」と「罪の戦利品」にはジェイムズ朝における宮廷腐敗を批判するグレヴィルの姿と、自らが立身出世の野心を抱いたことに対する罪への自覚が内包され

ていることを指摘し、本博士論文の締めくくりとした。